

財団法人大学コンソーシアム京都との包括協定等に基づく単位互換履修生に関する取扱要項新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(本学学生の履修許可及び単位認定)</p> <p>第8 第7に定めるもののほか、本学学生が包括協定等に基づく他大学等の授業科目の履修に係る許可及び卒業要件単位としての認定は、京都大学通則（昭和28年達示第3号）第20条第1項及び第4項の規定により、当該学部が定める。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(本学学生の履修許可及び単位認定)</p> <p>第8 第7に定めるもののほか、本学学生が包括協定等に基づく他大学等の授業科目の履修に係る許可及び卒業要件単位としての認定は、京都大学通則（昭和28年達示第3号）第20条第1項及び第5項の規定により、当該学部が定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要項は、平成25年12月1日から実施する。</p>